

第四十四号

民生委員定数条例の制定について

民生委員定数条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

民生委員定数条例

民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）第四条第一項の条例で定める民生委員の定数は、次の表の上欄に掲げる市町村の区域ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

市 町 村 の 区 域	定 数
徳島市	五二〇人
鳴門市	一四三人
小松島市	八二人
阿南市	一九九人
吉野川市	一一六人
阿波市	一〇八人
美馬市	一一五人
三好市	一三六人
勝浦郡勝浦町	二六人
勝浦郡上勝町	一三人
名東郡佐那河内村	一四人

名西郡石井町		五五人
名西郡神山町		三九人
那賀郡那賀町		六三人
海部郡牟岐町		二五人
海部郡美波町		三九人
海部郡海陽町		五二人
板野郡松茂町		三一人
板野郡北島町		三七人
板野郡藍住町		五〇人
板野郡板野町		三八人
板野郡上板町		二九人
美馬郡つるぎ町		四九人
三好郡東みよし町		四〇人

### 附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

### 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により民生委員法の一部が改正されたことに伴い、市町村の区域ごとの民生委員の定数を条例で定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。